

魚沼地区障害福祉組合職員の退職管理に関する規則

平成 29 年 1 月 25 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号まで並びに魚沼地区障害福祉組合職員の退職管理に関する条例(平成 28 年魚沼地区障害福祉組合条例第 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 38 条の 2 第 1 項の国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 106 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利

企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(昭和16年新潟県市町村総合事務組合条例第22号)第14条第5項第2号に規定する地方公共団体等とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(昭和16年新潟県市町村総合事務組合条例第22号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、魚沼地区障害福祉組合職員の給与に関する条例(昭和47年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第3号)別表第1イ行政職給料表に掲げる6級の職とする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いて

いた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書(様式第1号)により、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職(同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、同項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当す

る職として規則で定めるものを含む。)に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

(7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第 38 条の 2 第 1 項に規定する契約等事務をいう。)

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

(部長又は課長に相当する職)

第 13 条 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、魚沼地区障害福祉組合職員の給与に関する条例(昭和 47 年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第 3 号)別表第 1 イ行政職給料表に掲げる 6 級の職とする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 14 条 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 15 条 法第 60 条第 4 号の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 2 条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第 16 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは、第 6 条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 17 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 7 条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 18 条 法第 60 条第 6 号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 8 条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第 19 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第 13 条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 20 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 14 条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第 21 条 条例第 3 条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、園長、次長及び課長とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第 22 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合

- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該地位に就いた日から起算して1年間につき、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第23条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、再就職届出書(様式第2号)により、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成29年1月25日から施行する。